

工業等開発促進条例【固定資産税課税免除の区分】

対象			工業等開発促進条例				(市 条 例)		市税条例 (生産性向上)
			過疎法	原特法	地域未来 投資促進法	離島振興法	企業 立地	入来 工業	
課税免除等の期間			取得又は 製作若しく は建設 3年間	3年間	3年間	3年間	新設5年間 増設・移転 3年間	10 年間	3年間
交付税措置			3年間	3年間	3年間	3年間	なし		3年間
業種	製造業		○	○	地域未来 投資法に 基づき 事業者の 策定する 地域経済 牽引事業 計画に 基づく 事業	○	○		生産性向上 特措法により 策定された市 導入促進計画 に基づき、 中小事業者が 実施する事業 (事業者によ り先端設備投 資計画の策定 と市町村によ る認定が 必要)
	鉱業						○		
	情報 関連 施設	情報サービス業	○			○	○		
		有線放送業	○			○			
		インターネット付随サービス業	○			○	○		
		コールセンター	○				○		
		市場調査等	○						
	研究開発施設						○		
	自然科学研究所								
	観光施設						○		
	医療・介護周辺関連施設						○		
	次世代エネルギー関連施設						○		
	道路貨物運送業			○15 人超			○		
	倉庫業			○15 人超			○		
	こん包業			○15 人超			○		
	卸売業			○15 人超			○		
旅館業		○		○					
農林水産物等販売業		○		○					
商業施設						○			
地域	川内地域			○	○		○		○
	樋脇地域		○	○	○		○		○
	入来地域		○		○		○	○	○
	東郷地域		○	○	○		○		○
	祁答院地域		○		○		○		○
	甑島地域		○	○	○	○	○		○
税区分	土地		○	○	○	○	○		
	家屋		○	○	○	○	○		
	償却資産		○	○	構築物のみ	○	機械及び装置のみ		○
投下固定資産額			500 万円 以上※ 資本金 5 千万～1 億円 ※1,000 万 円以上 資本金 1 億円～ ※2,000 万 円以上	2,700 万円 以上	1 億円 以上 (農林水 産業関連 業種は 5 千万 円)	資本金額 により 条件あり	—		●機械装置 160 万円以上 ●測定工具及 び検査工具 30 万円以上 ●器具備品 30 万円以上 ●建物附属設 備 60 万円以上